

改正

平成24年3月30日告示第87号

平成27年3月23日告示第49号

糸魚川市中間前払金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸魚川市財務規則（平成17年糸魚川市規則第49号。以下「規則」という。）第91条第3項及び糸魚川市財務規則別記1建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第36条第2項に定める前払金（以下「中間前払金」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の請求)

第2条 受注者が中間前払金の請求をしようとするときは、中間前払金認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(認定)

第3条 前条の規定による請求があったときは、市長は、規則第91条第3項及び約款第36条第2項各号に掲げる要件に該当するか否かを調査するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、中間前払金の要件を満たしているか認定を行い、当該請求を受けた日から7日以内に中間前払金認定（非認定）通知書（様式第3号）により受注者に通知するものとする。

(支払)

第4条 受注者は、前条の規定による認定を受けた場合は、請求書に保証事業会社が発行した中間前払金保証証書を添付して、市長に支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から14日以内に、中間前払金を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要領は、施行日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼（以下「公告等」という。）を行う工事及び施行日前に公告等を行った工事のうち施行日以後に継続して実施する工事について適

用する。

前 文（抄）（平成24年3月30日告示第87号）

平成24年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月23日告示第49号）

平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

中間前払金認定請求書

年 月 日

糸魚川市長 様

住所（所在地）
商号又は名称
氏名（代表者氏名）

印

下記の工事について、中間前払金の認定を請求します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額 (A)	円
前 払 金 額 (B)	円 (10 万円未満切捨て)
中 間 前 払 金 額 (C)	円 (10 万円未満切捨て) (A の 20%以内、ただし (B+C) が A の 60%以内であること。)
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

注1 工事履行報告書（様式第2号）を添付すること。

認定要件確認欄

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 前払金の支払を受けていること。
<input type="checkbox"/> 工期の2分の1を経過していること。
<input type="checkbox"/> 工程表により工期の2分の1までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
<input type="checkbox"/> 当該工事の出来高が50%以上であること。 |
|--|

※決裁欄

課長	課長補佐	係長	監督員	中間前払金の要件を満たしていることを <input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。

様式第2号（第2条関係）

工事履行報告書

受注者名

現場代理人の印

年 月 日現在

工事番号			
工 事 名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予定工程 (%) () は、工程変更後	実施工程 (%) () は、予定工程との差	備 考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注1 実施工程は、出来高集計です。

注2 「月別」欄が不足する場合は、適宜増やしてください。

様式第3号（第3条関係）

中間前払金認定(非認定)通知書

年 月 日

様

糸魚川市長



(担当課

)

年 月 日付けで認定の請求があった下記の工事について、進捗状況を調査したところ中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。(認定しません。)

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額 (A)	円
前 払 金 額 (B)	円(10万円未満切捨て)
中 間 前 払 金 額 (C)	円(10万円未満切捨て) (Aの20%以内、ただし(B+C)がAの60%以内であること)
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	